

都市計画道路 縄手見瀬線の変更理由

1. 路線の概要

都市計画道路 縄手見瀬線は、起点を檀原市縄手町、終点を檀原市見瀬町とする、標準幅員 18m、2 車線、延長約 3,100m の幹線街路である。

当初、昭和 37 年に檀原市新賀町から四分町までの区間を「2.2.3 檀原東大路線」として都市計画決定され、昭和 40 年に檀原市十市町から見瀬町までの区間に延伸、幅員を変更し「2.1.5 檀原東大路線」に名称変更した。昭和 47 年に檀原市縄手町から見瀬町までの区間に短縮し「3.4.809 縄手見瀬線」に名称変更した。また、昭和 51 年に、「3.4.6 茶臼山畝傍線」を廃止し、円滑な交通の流れを図るため、都市計画道路 奈良檀原線及び国道 165 号が強化され、それに伴い都市計画道路 縄手見瀬線は現在の位置・区間に変更され、平成 15 年に車線数を明記している。

2. 都市計画道路変更内容

(1) 変更の理由

都市計画道路 縄手見瀬線は、檀原市の発展に伴う街路網の検討の中で、交通の円滑を目的として、現在のルートで都市計画決定されている。

しかしながら、将来的な自動車交通量の減少が見込まれることや、南北方向の交通は将来的にも既存の国道 169 号で代替可能であるため、当該路線の整備の必要性がなくなっている。

当該路線を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成 22 年奈良県）に沿って検証した結果、都市計画道路としての必要性が認められず、当該路線の位置には、本薬師寺跡など史跡が多くあり、事業実施の実現性も非常に低いため、廃止するものである。

(2) 変更の内容

都市計画道路 縄手見瀬線の全線を廃止する。